

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額 及び 負担者
求人受理時の事務費用	1,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人・求職の受理後、 求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 ： 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金総額見込み（諸手当等含む）の 50% （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就業後の、月額賃金総額見込み（諸手当等を含む）×12ヶ月分の 50% 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 ： 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金総額見込み（諸手当等含む）の 50% （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就業後の、月額賃金総額見込み（諸手当等を含む）×12ヶ月分の 50% 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 ： 一求人当たり 100,000 円 活動1日あたり： 30,000 円 成功報酬 ： 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金総額見込み（諸手当等含む）の 50% （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就業後の、月額賃金総額見込み（諸手当等を含む）×12ヶ月分の 50% 手数料負担者は 求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	関係雇用主から再就職支援の依頼を受理した場合において、 着手金 ： 対象者一人当たり 1,000,000 円 または成功報酬 ： 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金総額見込み（諸手当等含む）の 50% 手数料負担者は 関係雇用主 とします。

※上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※関係雇用主とは、求職者の再就職を援助しようとする当該求職者の雇用主または雇用主であった者としてします。

※個別の職業紹介に関する実際の手数料は上記金額を上限として個別の契約により定めるものとします。

返戻金制度について

当社より紹介し、採用された求職者が短期退職した場合、手数料の一部を払い戻しする制度を設ける場合があります。

払い戻し条件詳細については、「人材紹介基本契約書」において定めます。

許可番号 23-ユ-300014
事業者名 小松開発工業株式会社